

法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）の一部を改正する省令（令和三年財務省令第四十六号）新旧対照表

改正後

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「うち別表一」の下に「別表一付表」を、「別表四」の下に「別表四付表」を加え、「別表七(三)」を「別表七(四)付表」に、「別表八(一)」を「別表七(三)」に、「別表十四(八)」を「別表十四(九)付表二」に、「及び別表十七(三)の二」を「別表十七(三)の二」に改め、「別表十七(三)の八まで」の下に「及び別表十八から別表十八付表二まで」を加える。

第三十四条第二項中「うち別表一」の下に「別表一付表」を、「別表四」の下に「別表四付表」を加え、「別表七(三)」を「別表七(五)」に、「別表八(一)」を「別表七(三)」に、「別表十四(八)」を「別表十四(九)付表二」に、「別表十五及び」を「別表十五、」に改め、「別表十七(四)まで」の下に「及び別表十八から別表十八付表二まで」を加える。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「別表七(三)まで」を「別表七(一)付表五まで、別表七(三)、別表七(四)」に改める。

別表一、別表十八付表二 省略

（地方法人税法施行規則の一部改正）

第二条 地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表一、別表三 省略

（令和三年法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十四条 法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

改正前

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条 同上

第三十二条第二項中「うち別表一」の下に「別表一付表」を、「別表四」の下に「別表四付表」を加え、「別表七(三)」を「別表七(四)付表」に、「別表八(一)」を「別表七(三)」に、「別表十四(八)」を「別表十四(九)付表二」に、「及び別表十七(三)の八」を「別表十七(三)の八」に改め、「別表十七(三)の十二付表まで」の下に「別表十八及び別表十八付表」を加える。

第三十四条第二項中「うち別表一」の下に「別表一付表」を、「別表四」の下に「別表四付表」を加え、「別表七(三)」を「別表七(五)」に、「別表八(一)」を「別表七(三)」に、「別表十四(八)」を「別表十四(九)付表二」に、「別表十五及び」を「別表十五、」に改め、「別表十七(四)まで」の下に「別表十八及び別表十八付表」を加える。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「別表七(三)まで」を「別表七(一)付表四まで、別表七(三)、別表七(四)」に改める。

（地方法人税法施行規則の一部改正）

第二条 同上

附則第三項中「連結事業年度」の下に「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法(以下「令和二年旧法」という。))第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。)」を、「連結所得」の下に「(令和二年旧法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。)」を加え、「連結確定申告書」を「同条第三十二号に規定する連結確定申告書」に改める。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の改正規定(法人税法施行規則第三十二条第二項の改正規定に係る部分(一)、別表十八及び別表十八付表)を「及び別表十八から別表十八付表二まで」に改める部分に限る。)、同令第三十四条第二項の改正規定に係る部分、同令第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項の改正規定に係る部分、同令別表七(一)の記載要領の改正規定に係る部分(同第四号の改正規定中「の次に」を「(第66条の2第1項)の次に」を「(第66条の2第1項)の次に」を加え)を「に改め」に改める部分を除く。)、同令別表七(一)付表四の記載要領第二号(2)の改正規定の次に次のように加える部分、同表の次に五表を加える改正規定に係る部分(同令別表七(二)の記載要領第七号(1)に係る部分を除く。)、同令別表七の二付表五の次に三表を加える改正規定に係る部分(「別表七の二付表五」を「別表七の二付表六」に改める部分に限る。)、並びに同令別表十七の三(三)の次に二表を加える改正規定に係る部分(同令別表十八に係る部分を除く。))に限る。)、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)の施行の日
- 二 第一条の改正規定(法人税法施行規則別表十四(一)の記載要領第一号の改正規定に係る部分(「第66条の2第1項」を「第66条の2第1項」に改める部分に限る。))新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)の施行の日